

# 肥料コスト低減に向けた適正施肥の取組を支援します！ —生産環境総合対策事業(農業生産環境対策事業)のご案内— 平成25年8月23日から平成25年9月27日まで追加公募

リン酸、カリを中心に土壤中に過剰蓄積されている状況が見受けられます。地域毎の減肥基準の策定、土壌診断に基づく適正施肥など、肥料コストの低減に取り組んでみませんか！ 農林水産省では、次の事業により皆様の取組を支援しています。

## 1 低コスト施肥技術体系確立事業

### <こんなときに役立ちます>

- 地域毎に減肥基準を策定し、施肥量の適正化を図りたい。
- 新たな施肥低減技術を導入し、肥料コストを減らしたい。

### <補助の対象となる取組例(補助率:定額)>

- ◆ 減肥基準の策定に必要なデータ収集等の経費
- ◆ 施肥低減技術導入に必要な農業機械の借上費
- ◆ 現地検討会の開催費 等

(うね立て同時施肥技術) (現地検討会の開催)

### <支援の対象者>

協議会等(都道府県(普及組織等)、農業団体、肥料販売事業者等の幅広い肥料関係者が組織する団体)、農業協同組合連合会



## 2 減肥基準等適応促進事業

### <こんなときに役立ちます>

- 土壌診断結果や減肥基準に基づいた施肥設計をしたい。
- 単肥など安価な肥料を取り入れた施肥体系に変更したい。

### <補助の対象となる取組例(補助率:1/2以内)>

- ◆ 簡易土壌診断装置の導入や土壌分析の外注経費
- ◆ 肥料混合機など借上費
- ◆ 研修会の開催費

### <支援の対象者>

3戸以上の農業者グループや農業生産法人等の担い手組織、農協等

### 3 適正施肥の取組事例

#### 取組事例 1

ある地域では、肥料関係者を構成員とする協議会を設置。検討会の開催やマニュアル作成等を行い、適正施肥を実施。

##### <主な取組内容>

- 普及センター、農業試験場等肥料関係者を構成員とする協議会を設置。
- 甜菜、わさびについて、検討会を開催し、マニュアルの検討。

##### <適正施肥の取組による効果等>

- 作物の収量と品質を維持しつつ、従来に比べ大幅に施肥量を削減させることを内容とした栽培技術マニュアルを作成
- 栽培技術に取り組んだ農家のうち、約7割がコストダウン効果を、約6割が作業時間短縮効果を実感。

#### 取組事例 2

ある担い手組織では、土壌診断や診断結果に基づく施肥設計の見直し等を行い、適正施肥を実施。

##### <主な取組内容>

- 土壌診断に基づく施肥設計の見直しを実施。
- トマト、イチゴ、メロンの栽培講習会を開催

##### <適正施肥の取組による効果>

作物	施肥設計見直し前の肥料費(円/10a)	施肥設計見直し後の肥料費(円/10a)	肥料コスト低減率(%)
トマト	25,380	14,442	43
イチゴ	12,931	8,565	34
メロン	25,380	14,442	43

(注) 収量や品質の低下は見られていない

### 3 適正施肥の取組事例の続き

#### 取組事例 3

ある野菜生産者は、地域の施肥指導者の指導のもと、土壌診断や診断結果に基づく施肥設計の見直しを行い、適正施肥を実施。

##### <主な取組内容>

- 地域の施肥指導者の指導のもと、パセリについて、土壌診断や診断結果に基づく施肥設計の見直しを実施。

##### <適正施肥の取組による効果等>

- 土壌診断の結果、リン酸がかなり過剰であったことから無施用とするとともに、カリウムも減肥を行った。
- 肥料費は40,600円/10aとなり、慣行栽培の102,800円/10aに比べ6割程度施肥コスト減(収量は同等)となった

#### 取組事例 4

ある担い手組織では、土壌診断や診断結果に基づく施肥設計の見直しを行うとともに専門家による講習会を受け、適正施肥を実施。

##### <主な取組内容>

- 稲、ブロッコリー、レタス、コマツナ等について、土壌診断に基づく施肥設計の見直しを実施。
- 専門家による診断結果の解析等について講習会を開催

##### <適正施肥の取組による効果>

- 稲について、収量の良い圃場や食味が良い圃場における土壌分析結果の傾向が把握できた。
- ブロッコリー、レタス、コマツナ等について、収量が良い圃場における土壌分析結果の傾向が把握できた。

## 4 施肥改善情報

施肥量の適正化に資する技術情報については、作物毎に分類整理し、一般財団法人肥料経済研究所ホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

<①現地取組事例:240事例、②減肥に係る研究成果:459事例、③肥料特性情報:842件>

HPアドレス: <http://www.hi-kei-ken.jp/>

## 5 お問い合わせ先

農政局等の担当	電話番号
北海道農政事務所農政推進課	011-642-5410(直)
東北農政局生産部生産技術環境課資材対策係	022-221-6214(直通)
関東農政局生産部生産技術環境課資材対策係	048-740-0448(内線3385)
北陸農政局生産部生産技術環境課資材対策係	076-263-2161(内線3361)
東海農政局生産部生産技術環境課資材対策係	052-201-7271(内線2263)
近畿農政局生産部生産技術環境課資材対策係	075-451-9161(内線2376)
中国四国農政局生産部生産技術環境課資材対策係	086-224-4511(内線2774)
九州農政局生産部生産技術環境課資材対策係	096-211-9440(直通)
沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	098-866-1653(直通)
農林水産省生産局農産部技術普及課資材効率利用推進班	03-3502-8111(内線4728)

\* どのような書類が必要か、書類の書き方はどうすれば良いか、このような取組は事業の対象となるのか等、お気軽にご相談ください。

☆ 本事業の公募に関する情報、「施肥の適正化」に関する情報は、農林水産省のHPをご覧ください。

(補助事業の公募に関する情報)

<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/130823.html>

(施肥の適正化に関する情報)

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/sehi/index.html>

## 参考(生産環境総合対策事業のQA)

### Q1 補助事業の内容について

A1 本補助事業は肥料コスト低減に向けた施肥低減の取組を支援するものです。本補助事業に取り組むことにより、土壌分析を行い基準と比較し、肥料を過剰に投入することが無くなります。あわせて、肥料コスト低減技術の実証ができます。したがって、新しい技術、他の地域で実施されている技術について、その地域や作物に効果があるかどうか調査することも補助対象となります。また土壌分析のみではなく、土壌サンプリング方法や専門家による解析結果を踏まえた施肥改善に向けた具体的な指導を受けることも補助対象となります。

### Q2 土壌診断に基づく適正施肥の必要性について

A2 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、肥料の投入量や投入方法を適切に行うことが必要ですが、これまでの多量に化学肥料を使用したため、リン酸やカリが土壌中に過剰に蓄積している状況も見受けられます。

また、肥料原料(リン鉱石、カリ鉱石等)は、全て海外からの輸入に頼っており、国際的な動向の影響を受けやすく、また原料生産地の資源量や質の面から今後は生産コストが上昇する傾向にあります。

このような状況に対応した価格変動の影響を受けにくい農業の体質にしてい

く必要があります。

### Q3 低コスト施肥技術体系確立事業の対象地域及び事業実施主体について

A3 都道府県全体又は都道府県内の広域を本事業の対象地域とし、農業協同組合連合会、もしくは、幅広い肥料関係者からなる協議会が対象です。

協議会については、都道府県全体、都道府県内の広域ともに、都道府県の試験研究組織や普及組織、市町村、肥料・農業機械の製造及び販売業者、農協、その他農業者団体等のうち複数の関係組織により構成されるものを想定しています。

### Q4 低コスト施肥技術体系確立事業では、どのような協議会が支援対象となるか

A4 協議会における事業の実施に当たっては、減肥に関する知見を有するとともに、都道府県の施策の推進方向と整合性をはかる観点から、協議会には、都道府県の関係組織の参画をお願いします。具体的イメージは次のとおりです。

- ① 都道府県の試験研究組織や普及組織、市町村、肥料・農業機械の製造及び販売業者、農協、その他の農業者団体等が構成員となっている協議会。協議会の定款等が整備され経理事務処理能力を有していることが必要です。この場合、補助金交付先は、協議会となります。

## 参考(生産環境総合対策事業のQA)

② 農協、全国肥料商連合会県部会等の民間団体等が①の構成員等と低コスト施肥技術体系確立推進協議会を開催し、協議会作成の計画のもとで事業を実施する場合、この民間団体等を補助金の交付先にすることが出来ます。この場合、民間団体等は定款等が整備され、経理等の事務処理能力を有していることが必要です。

なお、既存の協議会であっても、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していれば、事業実施主体となることが出来ます。必ずしも新規に協議会を立ち上げなくても事業に取り組むことが可能です。

Q5 公募要領上、減肥基準等適応促進事業の事業実施主体となることが出来ない肥料商・肥料製造業者等の事業への関わり方について

A5 肥料商・肥料製造業者は事業実施主体になりませんが、

①農家の方に任意組織を設立して頂く、又は既存の任意組織や法人に働きかけるなどして、事業の掘り起こしをして頂き、②専門知識や技術を活かして、土壌診断結果に基づく施肥や施肥コスト低減技術実証の指導等を行うという形で本事業に関わることが可能です。

Q6 簡易土壌診断装置の導入や依頼分析による施肥設計の見直し以外で、事業の対象となる施肥コスト低減技術の例について

A6 施肥コスト低減技術の例は下記のとおりです。またこれ以外であっても現行に比べ施肥量を減らしたり、費用や労働時間の面でコストが低減できる技術であるとの説明資料があれば対象となります。これらの技術の導入に必要な農業機械のレンタル、実証圃の設置、技術実証、現地検討会の開催といった取組も補助対象となります。

- うね立て同時施肥技術や側条施肥技術
- 高精度高速施肥機や単肥の混合に必要な肥料混合機の導入
- 低成分肥料や肥効調節型肥料の導入
- 作物の栄養診断に基づく効率的施肥技術の導入
- 点滴施肥、灌注施肥 など

また、農協、全農県本部、肥料・農業機械の製造及び販売業者等の分析、施肥指導を行う者の技能の高度化のための研修等も補助対象となります。

Q7 事業に取り組んだ結果、施肥低減の成果目標が達成できなくても問題ないか

A7 事業に適切に取り組んだものの、気象状況、作物の生育状況等のやむを得ない事情より成果目標が達成できないことがあります。そのため、成果目標の達成状況のみで判断せず、事業の取組状況など総合的に判断します。